

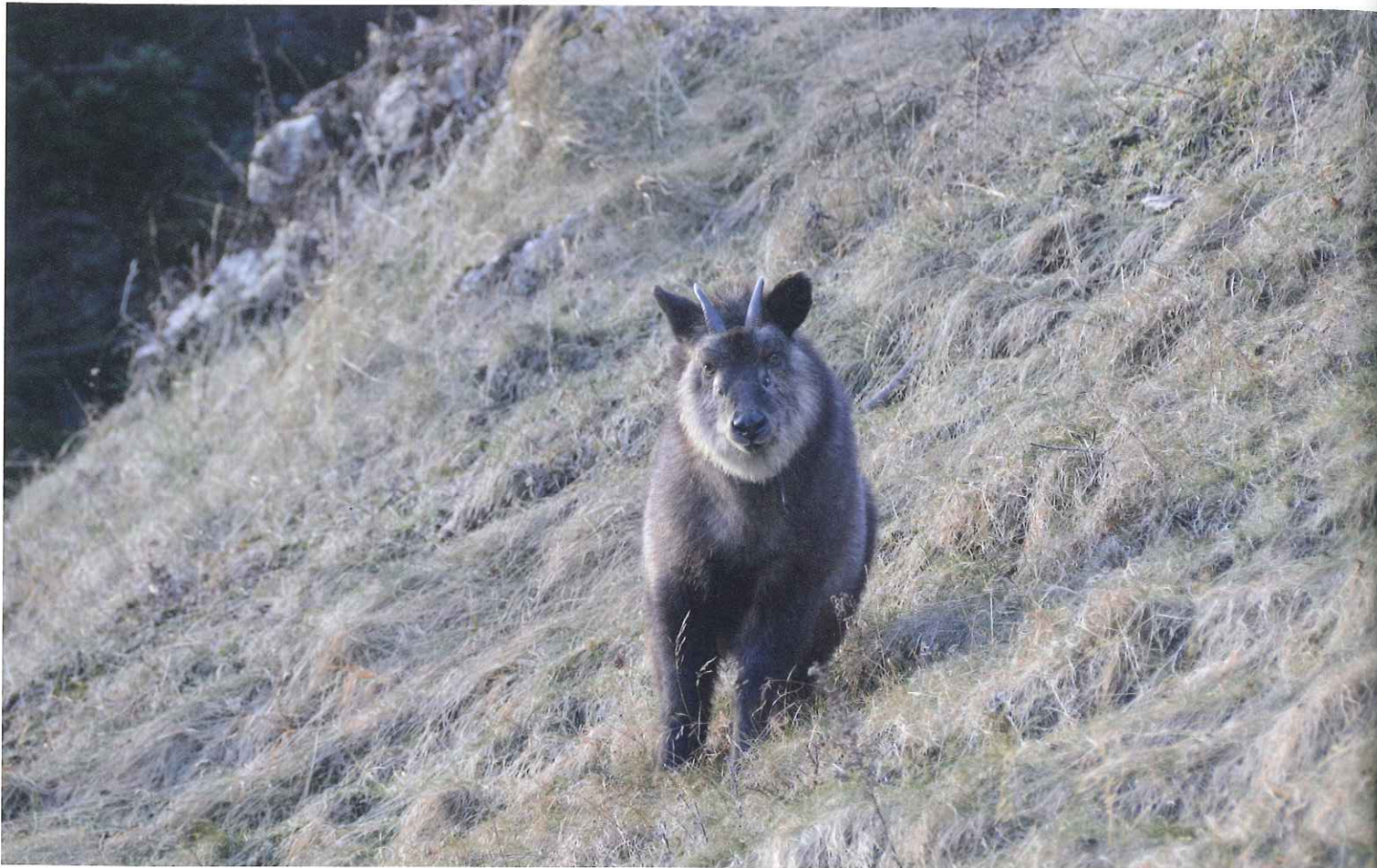
WILDLIFE FORUM

野生生物井戸端会議

ISSUE 2

vol. 23

2019



特集 | 野生生物保護管理の最前線

カモシカとの共存を考える

いま現場で何が起きているのか

「野生生物と社会」学会

生物多様性基本法成立までの軌跡

田島一成
前衆議院議員

当時2期目の衆議院議員だった私にとって、初めて手がけた議員立法において衆参全会一致で成立した法律、それが生物多様性基本法である。2007年1月、民主党政策ニズロに「野生生物保護基本法（仮称）」の制定を掲げ、同年3月、民主党環境部門・生物多様性対策小委員会が設置され、私は初代座長に就任した。環境基本法の下に、生息環境を含めた野生生物の包括的な保全を実現するための個別法を束ねる自然系の基本法が存在しないことは、環境行政のバランスを欠く。野生生物関連の個別法も整備されつつあったが、埋めきれない隙間の課題はなお存在していた。

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（議長国は日本）に向け、生物多様性に対応しうる野生生物関連の法

体系を抜本的に見直すことは不可避との確信と、基本法を制定する好機との認識があった。法制定への過程では、有識者や関係機関、NGOからのヒアリングや検討を重ね、民主党単独で骨子案のバブリックコメントを実施するなど、これまでの議員立法では見られなかった丁寧かつ画期的な取り組みも実施し、法案提出に至った。

我々の動向に追従するように自公与党も検討を進め、ほどなく与野党協議の場を設けた。与党との協議は他省庁との調整をも意味する。条文の修正や削除に譲歩する点もあったが、当時の基本法では例を見ない政策の検討段階からの市民参加の促進、従来のアセスメントよりも早期で強力かつ対象が広範な事業計画の立案段階からの戦略的環境アセスメント（SEA）の実

施についての措置、生物多様性の観点を踏まえた個別の法律の改正などは堅持した。

生物多様性基本法は、生物多様性条約が締約国に策定を義務づける「生物多様性国家戦略」を裏づける基本法であり、その

制定によって「戦略」の実効性を約束させることが叶った。さらに都道府県や市町村にも地域戦略を作ることを促し、広く地域に根ざした生物多様性保全の取り組みを喚起した。

極めつけは、財産権が障壁となり保全が進まない現状の中

「生物多様性について人類共通の財産である」と前文に記述したことである。法の趣旨、立法に関わった議員として「芯になる考え方」を起草できたことは提案者として冥利に尽きる。

逼迫する国会会期末、協議に加わらなかつた全ての他党、会派の理解も得て、2008年5月に全会一致で可決・成立した。この基本法が、日本の自然保護史の足跡として残るだけでなく、今後、日本の環境に関連する国内法がさらに強化整備されることを願ってやまない。



田島一成 たじまいっせい
立憲民主党所属の前衆議院議員。鳩山由紀夫内閣・菅内閣のときに環境副大臣を務めた。滋賀県議会議員、彦根市議会議員等を務めた。民主党生物多様性対策小委員会の座長を務め、生物多様性基本法案の作成に携わった。